

(補屋裁判傍聴記 続き)

を公判で尋問することにより解明するべきであろう。本件の弁護人によれば、起訴後、主張と証拠の整理し争点を明らか、にするために公判前整理手続の実施を求めたが、検察官は反対意見を述べ、原審もそれを採用しなかったとされている。むしろ、訴訟の進行に責任を有する裁判所こそが、公判前整理手続を提案すべき事案であったといえよう。」と同様のことを指摘しています。意見書が採用された成果が十分に反映された判決となりました。同時に、検察官と裁判所が謙虚に弁護団の主張に耳を傾けておれば、これほどの長時間の審理も必要なく検察官報告書を鑑定書扱いする必要もなかったはずで、I建設に「たまり」もなく、I建設夫妻の共謀事実も証明できず、補屋さんの脱税補助も証明できてはいません。検察は上告するな。そして、検察は補屋さんへの人権侵害を認め控訴を取り上げるべきです。

闘いは続く諦めないで無罪勝ち取るまで支援を

高裁判決は、岡山地裁に差し戻しただけで、脱税補助の判断も、税理士法に対する判断も行っていない。検察が上告すれば最高裁、受け入れれば岡山地裁で新たな審理が始まります。会員が確定申告の相談をしあうことが認められて、相談を受けて申告をサポートした事務局員が逮捕されるなどあつてはなりません。脱税容疑で民商事務所を捜査しながら、関係のないものまで持ち帰ったものを用いて起訴することも言語道断です。権力の乱用を許さず諦めないで闘いましょう。

申告に向け、準備を始めましょう!

1月14日に新会員さん対象の自主計算パンフ学習会が開催されました。冒頭、憲法9条改憲に対するDVDを視聴。次に自主計算パンフに沿って所得控除について学習しました。生命保険料控除の計算方法も丁寧に説明し、要介護や寝たきりの扶養親族がいる場合、障害者控除が適用できることも学びました。国民年金の保険料免除も学ぶことができました。質問でいただいた減価償却も説明。消費税の算出方法も学びました。これから申告の準備にとりかかる方が多いと思います。各班会への参加や仲間同士の確認等で励ましあつて作業にあたってください。



参加された方の感想

- ・ 計算することのみでなく、考え方がわかり役立った
- ・ 両親の介護することで、「控除」対象になる、小規模企業共済に積み立てることで、将来の蓄えだけでなく『節税』になることなど、知らないことを教えてもらえた。

商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう
会費集金は会員の心をあじめる活動です 毎月10日までには集めましょう

新年にあたって抱負をお聞きしました

あいち支部 Kさん(飲食店)
すっかり働いて、ますます忙しくなるように思っています。体に健康に注意して美味しい物を作って喜んでもらえるよう頑張ります。健康でいてこそ好きな物、美味しい物が食べれます。健康を大事にする1年にしていきます。

吹南支部 Tさん(建設関連)

新年にあたり昨年の経営を振り返ってみました。近年商売を取り巻く環境が変化しており、私のところでは従来の市内のお客様が減少し、それを補うためにメーカーや商社の仕事をするようになってきました。顔の見えにくい商売になっています。以前のように機械を直接使うお客さんとの顔の見える付き合いを大切にしたいと思っています。この環境と自分の思いの溝を埋めるのが経営計画であり、自分のことを見つめなおし、変わる環境に合わせてお客さんのために何ができるのか、環境と自分を知り商売に活かすために作ります。来年は経営計画を元にじっくりと考えたいと思います。

あいち支部 Tさん(建設・小売)

もっと現場の仕事が増えて盛り上がる事に期待をしています。吹田市の公共事業では大きな仕事は市外業者がもつていく事が多く、小さな仕事が増えてくる事が多い。無いよりはマシだけど来年に期待をしたい。お店も良い条件で明るいちちゃんとした場所に移転が出来たらと思っています。工事の仕事ができて潤いが出来れば、被害にあつた借金を返済していききたいです。1000万の被害での借金についての話し合いも進めていきたい。移転が決まってから被害にあつた借金について話をすると聞いていたので良い方向に話が進めばと望んでいます。

伝言板

●なんでも相談会

- 1月29日(月) 受付・夜7時〜8時30分 千里山コミュニティセンター
- 2月4日(日) 受付・朝10時〜11時 勤労者会館
- 2月8日(木) 受付・夜7時〜8時30分 豊一市民センター

※お知り合いの方で相談ごとを抱えておられる方をぜひお連れ下さい。会員さんの相談もOKです。

税金講演会

憲法に基づく税金の集め方・使い方と

納税者の権利(仮題)

2月11日(日)朝10時開会 勤労者会館

講師 税理士 清家 裕さん

消費税やインボイス制度。平和、福祉の国づくりのための税制とは。納税者の権利についてお話しします。